(仮訳)

2015 年 2 月 0IE コード委員会会合報告に対する 日本のコメント

我が国は、陸生動物衛生基準委員会(コード委員会)並びに関連委員会、作業部会及び 特別専門家会合に対し、その成された仕事に謝意を表し、コード委員会に対し、陸生動 物衛生コード改正案にコメントを提出する機会を与えてくれたことに感謝します。 我々は、次の文章に対するコメントを提出します。

- 1. 第 15.1 章 アフリカ豚コレラ (ウイルス感染症)
- 2. (第 4.16 章 高度な衛生状態にある馬群) 高度な衛生状態にあり、能力の高い (HHP) 馬が競技・競走用に 90 日以内に国際移動 するための獣医証明書様式及びその説明文書
- 3. 第6部新規章 牛の商業用生産におけるサルモネラ属菌の予防と管理
- 4. 第 11. 4 章 牛海綿状脳症
- 5. 第8.7章 口蹄疫(ウイルス感染症)

1. 第15.1章 アフリカ豚コレラウイルス感染症

第15.1.1条

総則

豚類(豚及びその近縁種)が、アフリカ豚コレラウイルス(ASFV)の唯一の宿主である。 これには、家畜及び野生のすべての Sus scrofa の品種<mark>(豚)、並びに</mark>イボイノシシ (Phacochoerus spp)、カワイノシシ(Potamochoerus spp) 並びにモリイノシシ (Hylochoerus meinerzhageni) 等のアフリカ野生豚類種が含まれる。

本章では、以下の通り区別する。

- *肉*の生産又はその他の商用生産若しくは利用又は当該種類の豚の繁殖に使用され、 永続的に拘束又は放牧されている家畜及び*飼育野生*豚
- 野生又は野生化豚
- アフリカ*野生*豚類種

Sus scrofa のすべての品種が、ASFV の病原性に感受性を有する一方で、アフリカ野生 豚類は、当該病原性に感受性はないものの、当該ウイルスのレゼルボアとして機能する 場合がある。ヒメダニ属(Ornithodoros)のダニが、当該ウイルスの自然宿主であり、レゼルボア及び生物学的ベクターとして機能する。

理由

明確化のための修正

加盟国は、第 15. 1. 2 条が満たされている場合には、野生及び野生化豚又はアフリカ野 生豚類での ASFV *感染の通報*を受けて、家畜及び*飼育野生豚の物品に対し、*貿易の禁止 措置を課さないものとする。

*陸生コード*においては、Sus scrofaにおける潜伏期間は 15 日間であるものとする。

理由

我が国は、本草稿が最近更新された第 15.2 章の豚コレラ (CSF) と整合するために特別専門家会合により 2014 年 4 月に準備され、かつ、本改正部分は豚コレラで用いた手法をアフリカ豚コレラ (ASF) にも適用できるとの前提のもと、作成されたと理解している。

しかし、ASF は、以下の理由から、豚群、特に野生豚における本病の予防と防疫が難しいという点において CSF と全く異なる。(i) 回復した動物が持続感染する可能性があり、長期にわたって臨床症状もなくウイルスのキャリアとなる、(ii) (軟らかい) ダニがレゼルボア(保菌宿主) として関与及び(iii) ワクチンがないこと。(01E マニュアル 2012)

東ヨーロッパにおける現在の流行において、ASF は当該諸国の野生豚群を通じて徐々に拡大し(EFSA ジャーナル、2015. 13 (7):4163, 2015. 7. 14)、この地域における ASF の越境性伝播の重要な要因になっていることは明らかである。さらに、野生豚と飼育豚の接点を観察したところ、養豚場における ASF の全通報事例は、野生豚の生息に適した地域 (area) に所在していた。(同 EFSA ジャーナル)

養豚場での発生の殆どは、庭先農家であった(同 EFSA ジャーナル)。他方、本年 7 月 18 日にエストニアの飼育豚で初めて観察された発生は、100 頭以上の農場であり、かつ、野生豚での発生が報告されている地域に所在していた(WAHID, OIE)。

現存するデータからは、飼育豚における ASFV の感染のリスクは、野生豚が所在し、かつ感染している地域でより高く、このことは、野生個体群での発生に応じて、飼育豚の商品の輸入に対して、より高いリスク軽減措置を課する正当性を説明する。そして、野生豚での疾病がないということは、その国又は地域(zone)の ASF の清浄性の決定に必要な要因である。

第15.1.3条

ASF 清浄の国又は地域

- 1. 国又は*地域*は、第1.4.6条第1項の規定が満たされた場合には、特定の*疾病監視*計画を正式に採用することなく、ASF に歴史的に清浄であるとみなすことができる。
- 2. 本条第 1 項の要件を満たさない国又は*地域*は、以下が満たされる場合には、ASF 清浄であるとみなすことができる。
 - a) 過去 12 ヶ月間、家畜及び*飼育野生*豚に ASF の*発生*がないこと。
 - b) 過去 12 ヶ月間、家畜及び*飼育野生*豚において、第 15. 1. 22 条から第 15. 1. 27 条 に従う*疾病監視*が実施されていること。
 - c) 輸入家畜及び*飼育野生*豚並びに豚*物品*が、第 15. 1. 5 条から第 15. 1. 17 条の要件 を満たしていること。

並びに、第 15. 1. 26 条に従う疾病監視に基づき、以下が立証されていること。

d) 過去 12 ヶ月間、*野生及び野生化*豚における ASF 感染の証拠がないこと。

理由

第15.1.1条の修正案の2つめの枠の下の既述した根拠を参照されたい。

第 15.1.19 条

肉中の ASF の不活化方法

肉中の ASFV 不活化のため、以下の方法のいずれかひとつが使用されるものとする。

1. 加熱処理

肉は、以下の処理のいずれかひとつを受けるものとする。

- a) Fo値 3.00以上の密閉容器による加熱処理
- b) 当該*肉*全体が最低 70℃の温度に達する少なくとも 30 分間の加熱処理
- 2. 乾燥保存処理豚肉 (検討中)
 - a) 塩漬けされる場合には、肉は最短で 6 ヶ月間乾燥保存されるものとする。又は
 - b) 塩漬けされない場合には、肉は、最短で 12 ヶ月間、乾燥保存されるものとする。

理由

我が国は、参照資料の中に科学的証拠が見いだせないことから、a)及びb)の両要件を削除することを提案する。2014年9月の科学委員会及び2014年4月の特別専門家会合が引用している2010年EFSAジャーナル(8(3):1556)、アフリカ豚コレラに関する科学的意見は、100日後のウイルス生存リスクが低いパルマ及びリベリアハムに言及しているのみである(129ページ)。

2014 年 EFSA ジャーナル(12 (4): 3628)の最新の科学的意見では、ASFV 検出期間には 多様性があり、180 日を超える塩蔵及び乾燥肉もあると記述されている。塩蔵されない 場合には、保存処理期間その他詳細な要件を議論する前に、保存処理方法を特定する必要がある。

我が国はまた、より科学的な研究によって不活化方法に関する最新の情報を得る必要が あるとの特別専門家会合の提案に留意し、かつ合意する。

》2014年9月科学委員会報告書61ページ

当該会合は、現在のところ EFSA 報告の中のデータが唯一適当な数値であることを考慮し、より科学的な研究によって、当該不活化方法に関する最新の情報を得ることが必要であると提案した。

第 15.1.24 条

疾病監視戦略

1. 序論

疾病及び感染の発見を目的とする疾病監視の対象となる個体群には、当該国又は地域内の家畜及び野生豚の個体群が含まれるものとする。疾病監視は、当該国又は地域の感染の状態にふさわしい臨床的、ウイルス学的及び血清学的方法を使用した無

作為抽出及び非無作為抽出による接近方法から構成されるものとする。

アフリカ*野生*豚類における*疾病監視*の実用性は、第 1. 4 章の指針に従い考慮される ものとする。

理由

野生生物の指針がある一方で、アフリカ*野生*豚類に特異的なそれは、第 1.4章の中に認められない。当該文は、完全に削除する、又は'アフリカ野生豚類'の前に'野生及び野生化豚'を挿入し、修正することができる。

2. (第4.16章 高度な衛生状態にある馬群)

高度な衛生状態にあり、能力の高い(HHP) 馬が競技・競走用に 90 日以内に国際移動するための獣医証明書様式及びその解説文書

一般的なコメント

我が国は、加盟国や他の関係者の概念の理解を助長すべく HIIP の概念の図解と、0IE リスト疾病の意志決定の図を準備した 0IE 職員の尽力に謝意を表し、以下のとおり、コメントします。

2-1 高度な衛生状態にある馬群 (IIIIS) を定義づける特定リスト疾病とリスト疾病の分類

2-1-1 馬ウイルス性動脈炎 (EVA)

解説文書中の付属文書2によると、EVAは、繁殖病に分類されており、繁殖が許可されていないことを理由に、本疾病はHIP 馬の衛生規則の中では考慮されていない。

しかし EVA は呼吸器感染するため、HIP 馬の衛生規則の中で考慮される必要がある。例えば、解説文書によると、HIIS として認められる前の 90 日間、'新たな導入馬'の由来についての規制がないことから、馬は繁殖農場からでさえも導入することができ、導入馬は感染源となりうる。EVA のないコンパートメント(HIIS)を確立するためのリスク軽減措置が必要である。

日本は、EVA を HHP の概念上、重要な疾病群に分類することを提案し、証明書様式と解説文書及びその付属文書のそれぞれの見直しを求める。

証明書様式には血清学的試験陰性などの診断試験結果を入れる必要がある。

*「EAV (馬の動脈炎ウイルス) は呼吸器、繁殖、垂直感染しうる。感染急性期において呼吸器による感染拡大は最も重要である。(出典:2013 年 0IE 陸生マニュアル 第 2.5.10章 馬ウイルス性動脈炎)」

2-1-2 馬ピロプラズマ病 (EP)

馬ピロプラズマ病抗体陽性馬は感染源となりうる**。馬術競技会場や競馬場などの全ての環境中でダニの清浄性を証明するのは困難であることを考慮すると、病気の流行拡大を防ぐためには、馬ピロプラズマ病抗体陰性馬のみが導入又は輸入できることになる。

解説文書では、HHS として認められる前の 90 日間にリスク軽減措置も検査も行っていない。90 日間の資格獲得期間に EP の伝播を防ぐためには、輸出用の HHP 馬だけでなく、その施設の馬全頭の EP 検査を実施する必要があり、かつ抗体陰性馬は陽性馬から隔離され、ダニのいない状態を維持する必要がある。

** 「感染動物は長期間寄生虫を保持し、病気を媒介するダニへの感染源となる。媒介するダニがまん延している地域へのキャリアー動物の導入は病気の流行拡大につながる。」「キャリアー動物における感染は特定の抗体の存在を血清試験で確かめることで最

もよく証明される。」(出典: 2014 年 0IE 陸生マニュアル 第 2.5.8 章 馬ピロプラズマ病)

2-1-3 馬伝染性貧血(EIA)

解説文書によると、'馬伝染性貧血がないこと'は、HHS として認められる前の 90 日間 に検査される衛生状態の1つに分類されている。日本は、この清浄な衛生状態を 0IE コードで定義することを要請する。

2つめに、提案されている証明書様式 (V. 10) では、EIA 診断試験は輸出後 120 日以内に行うことが推奨されているが、OIE コードでは、EIA 診断試験が HHS として認められる前の 90 日間に行われるべきであることを推奨している。推奨する試験日に違いがある理由は、加盟国や関係者に知らされる必要がある。

2-2 定義された個体群 (IIIIS) の馬の間での機能的な分離の確保のための衛生管理措置

我が国は、第83回総会において要請したように、OIE 衛生管理指針案が早い段階で加盟国に供覧されることを再度要請し、かつ指針案は以下の事項に応えることを期待する。

- ・ 馬事競技は、機能的な分離のもと、IIIIP 馬のみで行われるのか、又は IIIIP 馬及び非 IIIIP 馬の両者の参加のもとで開催されるのか。
- ・ 解説文書によると、IIIS として認められる前の 90 日間に、新しく導入する全ての 馬は他の馬から最低 2 週間隔離される必要があるが、IIIS と同じ水準の隔離が要求され るのか否か、隔離水準について疑問がある。
- ・ 解説文書の付属文書1では、HHP の概念については理解できるが、馬場や訓練場、 及び HHS と非 HHS 間の隔離水準については理解できない。

3. 第6. X章 牛の商業用生産におけるサルモネラ属南の予防と管理(草案)

第6. X章案

牛の商業用生産における*サルモネラ*属菌の予防、検出と管理

理由

牛におけるサーベイランスに関する第 6. X. 13 条が提案されていることを所与のこととすると、修正タイトルの方が、*陸生コード*第 6. 5 章により整合している。

第 6. X. 1 条

序論

#チフス様 エンテリティディス及びサルモネラ・ティフィムリウム(単相変異株を含む)による 世界中で最も一般的な食品介在性細菌疾病のひとつである。 人におけるサルモネラ感染の 大部分は、ほとんどの国で同定された優勢血清型であるサルモネラ・エンテリティディ ス及びサルモネラ・ティフィムリウム(単相変異株を含む)による食品介在性のもので ある。 また、牛に関連する限定的な数の他の血清型、たとえばサルモネラ・ダブリン及 びサルモネラ・ニューポートが人にサルモネラ症を引き起こす場合がある。

ほとんどの食用*動物*の場合と同じく、牛における*サルモネラ感染*は、腸炎、敗血症、流産等の臨床*疾病*が起こる場合はあるものの、ほとんどの場合には不顕性である。不顕性*感染*は、<u>潜在的人獣共通感染症として重要な</u>キャリア状態を含めてその期間は変動しやすく、動物群内及びその間の*サルモネラ*のまん延における重要な役割を担い、公衆衛生上のリスクをもたらす場合がある。 人における*サルモネラ*感染は、汚染された肉又はその製品がフードチェーンに侵入した場合に生じる可能性がある。

動物群の大きさ及び密度が、サルモネラの侵入、播種及び残留の*リスク*に影響を与える場合がある。ただし、これはまた、地理学的地域、飼養、及び季節、月齢等の他の要因によって変わってくる。

牛における サルモネラの血清型及びその 罹病率は、農場、 地方、地区、 国及び地域の間でかなり異なっている場合がある。 獣医当局は、牛における サルモネラの予防及び管理のための戦略を作成及び実施する場合(if developing and implementing they develop and implement には、牛及び人の個体群における サルモネラの型、その発生及び疾病負荷を考慮することが重要である。

理由

当該修文案の方が、*陸生コード*第6.5.1条により整合している。

第 6. X. 2 条

定義

<mark>集約型牛生産システムとは、牛が舎飼状態にあり、毎日の食餌、収容場所、水等動物の</mark> 基礎的ニーズの供給に関し、完全に人に依存している商用システムをいう。

<mark>粗放型牛生産システムとは、牛が野外を歩き回る自由が与えられている商用システムで</mark> あって、(放牧を通じた)食餌の選択、水の摂取及び収容場所の利用に関し、当該牛が 自律性を有するものをいう。

半粗放型生産システムとは、集約型及び粗放型の両方を組み合わせた飼養方法の下に置かれ、気候条件又は当該牛の身体状態に応じて、それが同時に又は様々な組み合わせで 行われる商用システムである。

理由

'商用牛生産システム'、'集約型牛(生産)システム'及び'粗放型牛生産システム'の各用語は、それぞれ第 6. X. 4 条、第 6. X. 5 条及び第 6. X. 5 条に 1 回使用されているだけである。また、'半粗放型生産システム'の用語は、本章で使用されていない。そのような用語を独立した条で定義付ける必要はない。ただし、'商用牛生産システム'の用語は、いくつかの条文中、いくつかの日本の修文案の中で使用されている。

第6. X. 4条

<mark>商用牛生産システムにおける*サルモネラ*の</mark>予防<mark>、検出</mark>及び管理<mark>措置</mark>の目標

<mark>商用牛生産システムにおけるサルモネラの</mark>予防<mark>、検出</mark>及び管理は、牛又は公衆衛生にと って最も重要な種類の*サルモネラ*に重点を置くことが推奨される。

第一次生産において牛の*サルモネラ*を削減することが、以下の病原体の水準を減少させる場合がある。

- 1) *と畜場/食肉処理場*に侵入する病原体、したがって、*と畜*及び仕上げ手順の間の牛肉汚染*リスク*を減少させる(decrease <u>decreasing</u>)。
- 2) 乳及び乳製品中の病原体
- 3) 農場環境中の病原体、これによって、*サルモネラ*の播種及び人の接触*感染*のリスクを減少させる。

第 6. X. 5 条から第 6. X. 1<mark>34</mark>条は、<mark>商用牛生産システム</mark>におけるサルモネラの予防<mark>、検出</mark>

及び管理に関する勧告を規定する。

理由

当該修文案の方が、より明確であり、日本が提案する本章のタイトルにより整合している。提案されている第 6. X. 14 条には、勧告が含まれていない。

第6. X. 5条

牛飼育施設の場所及び設計

牛飼育施設の場所及び設計を決定する場合には、サルモネラを含む病原体の主な汚染源からの伝搬サスタリスクの緩和を考慮し、牛飼育施設の場所及び設計を決定することが推奨される。サルモネラの汚染源には、他の家畜飼育施設又は汚染廃棄物若しくは流出水の利用又は廃棄場が含まれる。飼育施設間のサルモネラの伝搬は、野鳥、げっ歯類、ハエその他の野生生物による運搬が、飼育施設間のサルモネラの伝搬に関与する場合がある。

<u>牛が舎飼状態にあり、毎日の食餌、収容場所、水等動物の基礎的ニーズの供給に関し、</u> <u>完全に人に依存している</u>集約型牛<u>生産</u>システム<mark>の設計</mark>は、以下を考慮<u>して設計</u>すること が推奨される。

- 1) 流去水及び未処理廃水の<mark>場所及び</mark>管理のための適切な<mark>場所及び</mark>排水法
- 2) 効率的な洗浄及び*消毒*を円滑化する建設材料(materials for <u>construction</u> <u>materials</u>) の使用
- 3) 出入口での管理
- 4) ストレス及び*サルモネラ感染*のまん延を最小限に抑える牛の取り扱い及び移動 (cattle handling and movement<mark>s</mark> <u>of cattle</u>)
- 5) 異なる*リスク*ステイタスの牛の分離;
- 6) 野鳥、げっ歯類、ハエその他<mark>関連</mark>*野生生物*の進入<mark>制限予防</mark>

<u>牛に野外を歩き回る自由が与えられており、放牧を通じた食餌の選択、水の摂取及び収容場所の利用に関し、当該牛が自律性を有する</u>粗放型牛生産システムでは、<u>牛飼育施設の</u>場所及び設計の選択肢が限られている場合がある。ただし、適用可能な<mark>バイオセキュ リティ措置バイオセキュリティ措置</mark>が考慮されるものとする。

理由

当該修文案の方が、より自然で、読みやすい。用語解説によると、'*リスク*'とは、'*動物*又は人に対する有害な事象又は影響の生物学的及び経済学的結果が生じる見込み及び起こり得る大きさ'をいう。'バイオセキュリティ措置'の定義は、第83回 0IE 総会

第6. X. 6条

バイオセキュリティ管理計画

動物個体群への、それからの及びその内部の動物の疾病、感染又は外寄生の侵入、定着 及びまん延の*リスク*を減少させるための管理及び物理的要因を含むバイオセキュリテ <mark>イ措置*バイオセキュリティ措置*は、</mark>商用牛生産システムにおける 学ルモネラの予防及び 管理を促進すると期待されている。

<mark>以下を考慮して、</mark>バイオセキュリティ管理計画を作成する<mark>場合には、以下が考慮される</mark> ことが推奨される。

- 1) 牛の健康の獣医学的監視(<mark>- :</mark>)
- 2) 牛の導入及び混合の管理 (<mark>-<u>;</u></mark>)
- 3) 動物の健康、人の健康及び食品の安全におけるその責任及びその役割に関する職員 の研修(-;)
- 4) 牛の健康、生産、投薬、*ワクチン接種*及び死亡並びに農場の建物及び設備の清掃及び*消毒*に関するデータを含む記録の保持(<mark>- ;</mark>)
- 5) *サルモネラサーベイランス*が実施される場合には、試験結果の農場運営者による利用(-;)
- 6) 牛設備周辺の有害生物を誘引し又はそれに生息場所を提供する不必要な雑草及びがれきの除去(-;)
- 7) 牛舎及び飼料保管庫への野鳥の侵入を最小限に抑えること。<u>予防</u>(-<u>:</u>)
- 8) 牛が取り扱われる又は舎飼いされる建物生舎の清掃及び消毒。(....) たとえば、集約型仔牛舎、分娩区域及び病畜房生生産システムの空舎後の清掃及び*消毒*には、かいば桶、給水漕、床、壁、通路、家畜房間の仕切り及び換気ダクトが含まれる場合もある。(....)

消毒薬<mark>が使用される場合に</mark>は、<mark>それが、補完的な</mark>清掃手順の後に有効な濃度で適用 されるものとする。

- 9) 必要な場合のげっ歯類、節足動物等有害動物の管理及び<u>その</u>有効性の定期的評価 (<mark>- ;</mark>)
- 10) 当該*飼育施設*に立ち入る人及び*輸送機関*の管理(<mark>- ;</mark>)
- 11) *リスク*として同定された*輸送機関*及び設備の清掃及び消毒(<mark>-;</mark>)
- 12) サルモネラの播種のリスクを最小限に抑え、人、家畜及び野生生物のサルモネラへ

の直接的又は間接的暴露を防止する安全な方法による牛の死体、寝わら、糞その他汚染したおそれのある農場廃棄物の保管及び廃棄(<u>-:</u>) 牛の寝わら及び糞が、人の消費用園芸作物の肥料として使用される場合に<u>は、払われる</u>特別な配慮<u>が払われるものとする。</u>

理由

バイオセキュリティ措置'の定義は、第83回 0IE 総会で採決されている。一番目の修文案の方が、より明確であり、本章のタイトルにより整合したものである。二番目の修文案の方が、より自然で、読みやすい。第7号の'最小限に抑えること'に関し、牛舎及び飼料保管庫への野鳥の侵入を最小限に抑えるための具体的措置を考えることは困難であるが、野鳥防止措置を設置することは可能である。第8号に関し、'牛が取り扱われる又は舎飼いされる建物'とは、第7号の'牛舎'と同じものではないか。また、当該号第一パラグラフの第2文は、集約型牛生産システムに全般的に適用されるのではないか。第9号に関し、一般的に言って、有害動物の管理は、サルモネラの予防のため常に必要である。

第 6. X. 7 条

牛導入の管理

牛の導入を介して*サルモネラ*が侵入する<u>サスタリスク</u>を最小限に抑えるため、以下が推 奨される。

- 1) 牛の導入を介して*サルモネラ*が侵入するサスクリスクに対する意識を高めるため、 牛産業内に良好なコミュニケーションがあることものとする(should)(-;)
- 2) <u>牛は、</u>繁殖用又は肥育用牛の<u>ため個別の仕入元の数を</u>可能な限り少な<mark>く維持することい原産動物群から導入されるものとする(should)</mark>。たとえば、閉鎖的な乳用動物群では、精液又は受精卵のみによって、新たな遺伝材料を導入することが可能である(..;)
- 3) 生きた動物の市場、又は<u>牛が</u>複数の地所からの牛が再販のため混合されるその他の場所は、サルモネラその他の感染の牛の中でのまん延のリスクを高めると関連するおそれがあることから、可能な場合には、牛は原産動物群から直接調達されることから(should)(-:)
- 4) 新たに導入された牛は、他の牛と混合される前の適当な期間、<mark>たとえば 4 週間、</mark>当 該*動物群*の他の動物から分離され、飼育されることものとする(should)(-;)
- 5) 適当な場合、たとえばステイタスが不明の牛の場合には、導入牛のプール糞便試料が、*サルモネラ*のステイタスを評価するために採取されることものとする (should)。

理由

用語解説によると、'リスク'とは、'動物又は人に対する有害な事象又は影響の生物学的及び経済学的結果が生じる見込み及び起こり得る大きさ'をいう。英国英語では、'推奨される(recommended)'の後ろに続く That 節内では、一般的に'should'が必要である。

第6. X. 8条

農場での牛の管理

牛の中でのサルモネラの伝搬リスクを最小限に抑えるため、以下が推奨される。

- 1) サルモネラ症が疑われる牛は、健康な牛から離されることものとする(should)(-:)
- 2) 健康な牛の世話は、サルモネラ症が疑われる牛の世話よりも前に実施されることも のとする(should)(-;)
- 3) 分娩区域の衛生管理、たとえば、周産期の牛を病気の牛から離して飼育すること、 きれいな環境を維持すること等を優先事項とすることものとする(should)(-<u>-</u>;)
- 4) 可能な場合には、生産コホートに対する 'オールイン・オールアウト'原則が、生産コホートに対し、使用されることものとする (should) (-:)。とりわけ、仔牛肥育中の月齢の異なる群の混合は避けられるものとする (In particular, it should be avoided to mix the mixing of different age groups during rearing of calves should be avoided) (-:)
- 5)複数の導入元の牛の単一場所における肥育及び放牧、たとえば放牧地の共有、未経産牛肥育等を介したサルモネラの群間伝搬の潜在的可能性を考慮することものとする(should)(-;)
- 6) 境界線を越えた牛の直接接触を通じた又は水路の汚染を通じた間接的なサルモネラの群間伝搬の潜在的可能性を考慮することものとする(should)。

理由

英国英語では、'推奨される(recommended)'の後ろに続く That 節内では、一般的に 'should'が必要である。当該修文案の方が、より自然で、読みやすい。

第 6. X. 9 条

飼料及び水

1. 合成飼料及び飼料成分

合成飼料及び飼料成分が、牛の*サルモネラ感染*の感染源になる場合がある。サルモネラの有効な管理のためには、以下が推奨される。

- a) 合成飼料及び飼料成分が、危害分析・重要管理点方式(HACCP)原則、及び第 6.3 章に従う勧告を考慮し、適正製造規範に従い、適宜、生産、取り扱い、保 管、輸送及び流通されることものとする(should)(-;)
- b) 合成飼料及び飼料成分が、野鳥、げっ歯類その他の野生生物の接近を最小限に抑える衛生的な方法によって輸送及び保管されることものとする(should)

2. 水

汚染水からの牛の*サルモネラ感染<mark>が懸念される理由がある場合には、当該</mark>の*リスクを評価し、それを最小限に抑える措置がとられるものとする。たとえば、給水漕の 沈殿物が汚染の貯蔵器として作用する場合がある。

理由

英国英語では、'推奨される(recommended)'の後ろに続く That 節内では、一般的に 'should'が必要である。当該リスクの有無にかかわらず、サルモネラを予防及び管理 するために必要な水管理措置をとることが望ましい。

第6. X. 10条

予防、治療及び管理措置

1) *抗菌剤*が、消化管内の正常細菌叢に変化を与え、*サルモネラ*のコロニー形成の可能性を高める場合がある。*抗菌剤<mark>はが使用される場合には</mark>、第 6.9 章に従い使用されるものとする。*

抗菌剤は、当該治療の有効性に限界があること、サルモネラのコロニー形成のリスクを高め、その使用が並びに試料採取時の<u>感染を隠し、肉及び乳内に残留する潜在的おそれがあり、及び</u>抗菌剤耐性の発現に貢献する場合があることから、牛におけるサルモネラの不顕性*感染*の管理には使用されないものとする。

- 2) ワクチン接種が、<u>牛サルモネラ症を予防するため、又は牛肉の摂取若しくは牛との接触を介した人のサルモネラ感染リスクを低減するため、</u>サルモネラ管理プログラムの一部として<u>牛に対し使用実施</u>される場合がある。<u>サルモネラ症の</u>ワクチンの生産及び使用は、*陸生マニュアル*第2.9.9章に従<mark>ラい生産される</mark>ものとする。<u>当該</u>ワクチンの防御効果は、一般に血清型特異的であり、る。いくつかのワクチンが、牛サルモネラ症用に承認されているが、人の感染を予防するために</u>牛に使用可能な<u>サルモネラ</u>ワクチンはほとんど承認されていない。
- 3) <u>牛に対する</u>プロバイオティクスの使用が、<mark>牛の</mark>サルモネラコロニー形成及びサルモネラの排菌を減少させる場合がある。ただし、<mark>その</mark>有効性は安定しない。

理由

第1項の修文案の方が、*陸生コード*第6.5.5条により整合している。'*サルモネラ*のコロニー形成のリスクの増加'は、第一文と重複している。第2項に関し、一般的に言って、'ワクチン'は使用されるが、'ワクチン接種'は実施される。サルモネラ症のワクチン接種は、*サルモネラ*感染から牛を予防すること(牛サルモネラ症)又は牛肉の摂取若しくは牛との接触を介するサルモネラ感染から人を予防すること(人のサルモネラ症)を目的として、牛に対し実施される場合がある。我々は、たとえば、*サルモネラ・*ダブリン及び*サルモネラ・*ティフィムリウムに起因する牛サルモネラ症の承認ワクチンをいくつか持っているが、人のサルモネラ症、とりわけ牛に対し病原性のないサルモネラ血清型によるものに対して、牛への使用が承認されたワクチンはほとんどない。*陸生マニュアル*の第2.9.9章には、当該ワクチンの使用の基準は含まれていない。

4) 肝蛭、牛ウイルス性下痢症<mark>ウイルス感染症</mark>等の<mark>健康状態が、</mark>牛の*サルモネラ*に対する感受性を高める<u>おそれがある場合があることから、これらの</u>健康状態<mark>のを</mark>管理<u>す</u>ることが推奨される。

理由

当該修文案の方が、より自然で、読みやすい。牛ウイルス性下痢症ウイルス感染症は、 *陸生コード*には'牛ウイルス性下痢症'と記述されている。

第6. X. 11条

輸送

<mark>牛輸送中の*サルモネラ*を予防及び管理するため、第 7. 2 章、</mark>第 7. 3 章<mark>及び第 7. 4 章</mark>の関 連勧告が適用される。

<u>動物が、</u>複数の*飼育施設*から<mark>動物を</mark>輸送<mark>する<u>される</u>場合には、牛の交差汚染を防止するため(for avoid<u>ing</u>)、当該*飼育施設のサルモネラ*ステイタス<mark>が<u>を</u>考慮<mark>される</mark>する</u>ことが推奨される。</mark></mark>

理由

第7.3章のみならず第7.2章及び第7.4章の関連勧告が、牛輸送中のサルモネラの予防 及び管理に適用される。二番目の修文案の方が、より自然で、読みやすい。

第6. X. 12条

収容所

収容所<mark>管理の関連項目に</mark>は、群間の有効な清掃及び消毒、<u>並びに</u>異なる群の混合を最小限に抑えること<mark>並びに<u>及び</u>ストレスの管理<mark>に対するを</mark>考慮<mark>が含まれるして管理される</mark> ものとする。</mark> また、<u>収容所における牛の*サルモネラ*の予防及び管理には、</u>第7.5.1条、第7.5.3条及び第7.5.4条の関連勧告が適用される。

理由

当該文は、勧告であるべきである。

第6. X. 13条

牛のサーベイランス

サーベイランスデータは、管理プログラムの要件及び計画に関する決定をする場合に所 管当局の助けとなる情報を提供する。 <u>リスク評価によって正当化される場合には、サーベイランスは、</u>年における感染率及び人に対するサルモネラの伝搬リスクを低減する措 置をとる目的で、感染動物群を同定するため実施されるものとする。 試料採取及び試験 の方法、必要な試料の頻度及び種類は、 <u>リスク評価に基づき、</u> *獣医サービス*が決定する ものとする。

診断試験の基準は、*陸生マニュアル*に規定される。また、バルク乳及び血清試料の ELISA 試験等、他の試料採取及び試験方法が、動物群動物群
する有益な情報を提供する場合もある。牛舎内共有区域の靴底拭い液試料、と畜後に採取された懸濁液試料又はリンパ節が、微生物学的試験に有益な場合もある。 サルモネラ・ダブリン等ある種のサルモネラは、微生物学的方法を介して検出することが困難な場合がある。

*ワクチン接種*が<mark>使用実施</mark>される場合には、ワクチン接種牛と感染牛とを血清学的試験によって区別することができない場合がある。

理由

原文の第1パラグラフ第1文は、勧告には不必要である。当該修文案の方が、*陸生コード*第6.5.4条により整合している。

4. 第 11. 4 章 **牛海綿状脳症**(BSE)

1) 採択された第 11.4 章に関するコメント

我が国は、2015 年 5 月の第 83 回 0IE 総会中の非定型 BSE の議論において、コード委員会議長及び 0IE 事務局長による統率力及び卓越した意志決定に謝意を表する。我々が支持した BSE のコード改正案の採択により、BSE のリスク・ステイタスを公式認定するにあたって、BSE は非定型 BSE を除外することとなった。

他方で、複数の加盟国からコメントされたように、かつ混乱を避けるため、我が国は、 OIEが、従来のBSE及び非定型BSEの診断手法を陸生マニュアルで明確にするとともに、 それぞれの症例の定義を陸生コード又は陸生マニュアルで明確にするよう求める。

2) 特別専門家会合の報告書に関するコメント

我が国は、2014 年 11 月 0IE 特別専門家会合の報告書において、「特別専門家会合は、 牛以外の反すう動物の輸入はリスクと見なされないことから、反すう動物-反すう動物 の飼料規制に関する記載を除き、章全体にわたって反すう動物を牛に置き換えることを 提案する」とあることについてコメントしたい。

我が国は、OIE が、いずれの反すう動物の輸入がリスクと見なされないのか明確にするよう求める。もし山羊が含まれる場合、これまで BSE に感染している山羊 2 例が報告されているにも関わらず、いかなる理由で、山羊の輸入が BSE リスクと見なされないとして同意しているのか。

3) 特別専門家会合の報告書並びに科学委員会及びコード委員会の合同会合の報告書に関するコメント

我が国は、2014 年 11 月 0IE 特別専門家会合の報告書において、「非定型 BSE により引き起こされるリスクについて検討した結果、96 か月齢超の牛の脳・眼・脊髄及び頭蓋に製品が汚染されていないことの保証を提言する」とあること

また、2015 年 2 月科学委員会及びコード委員会の合同会合の報告書において、「本章の改正に当たっては、非定型 BSE がリスク・ステイタスに及ぼす影響を最小限にすることに焦点を置いた後に、サーベイランスや特定危険部位について段階を踏むことについて同意された」とあることについて想起したい。

我が国は、本年9月に開催される科学委員会において、サーベイランスや特定危険部位についての議論がなされることについて承知しているが、非定型 BSE により引き起こされるリスクを踏まえた SRM の設定について十分に議論されるべきであると考える。

5. 第8.7章 口蹄疫ウイルス感染症

第83回0IE総会で日本の代表が指摘した通り、我が国は、以下の通り修辞上のコメントを提出します。

第8.7.2条

ワクチン接種非実施 FMD 清浄国又は地域

- 4) <u>文書による証拠と共に</u>以下<mark>の項目が適切に実行され、指揮されたこと</mark>を詳細に記述 し、文書による証拠を提出すること。
 - a) FMD 清浄*地域*の場合には、当該予定 FMD 清浄*地域*の境界線<mark>が適切に設定及び監</mark> 視されていること。
 - b) それが当てはまる場合には、*防護地域*の境界線<mark>及び措置</mark>が、<u>適切に設定及び監</u> 視され、適当な措置が実施及び監視されていること。
 - c) 当該予定 FMD 清浄国又は*地域*への FMDV の侵入を予防するための当該システム<mark>が</mark> 適切に整備及び監視されていること。
 - d) 感受性動物、その*肉*及びその他の産物の当該予定 FMD 清浄国又は*地域*への移動 の管理<mark>が適切に設定及び監視されていること。、</mark>とりわけ、第 8. 7. 8 条、第 8. 7. 9 条及び第 8. 7. 12 条に規定される措置<mark>が適用されていること。</mark>
 - e) 第8.7.8 条及び第8.7.9 条に従う場合を除き、ワクチン接種動物が導入されていないこと<mark>が確保されていること</mark>。

理由

英語構文及び読みやすさの向上

第8.7.3条

ワクチン接種実施 FMD 清浄国又は地域

- 4) <u>文書による証拠と共に</u>以下<mark>の項目が適切に実行され、指揮されたこと</mark>を詳細に記述 し、文書による証拠を提出すること。
 - a) FMD 清浄*地域*の場合には、当該予定 FMD 清浄*地域*の境界線<mark>が適切に設定及び監</mark> 視されていること。
 - b) それが当てはまる場合には、*防護地域*の境界線<mark>及び措置</mark>が、<u>適切に設定及び監</u>視され、適当な措置が実施及び監視されていること。
 - c) 当該予定 FMD 清浄国又は地域への FMDV の侵入を予防するためのシステムが適切
 <u>に整備及び監視されていること。、とりわけ、第8.7.8条、第8.7.9条及び第</u>

8.7.12 条に規定される措置

d) 感受性動物<u>、その肉</u>及びその<u>その他の</u>産物の当該予定 FMD 清浄国又は*地域*への 移動の管理<mark>が適切に整備及び監視されていること。、</mark>とりわけ、第 8. 7. 8 条、第 8. 7. 9 条及び第 8. 7. 12 条に規定される措置<mark>が適用されていること。</mark>

理由

英語構文及び読みやすさの向上

第8.7.7条

清浄ステイタスの回復(図1及び図2を参照)

- 1) *ワクチン接種*非実施 FMD 清浄国又は*地域*で FMD *症例*が発生した場合には、以下の待機期間のいずれかひとつが、その清浄ステイタスの回復には必要である。
 - a) 緊急*ワクチン接種*を伴わない*摘発淘汰政策*及び<mark>第 8. 7. 40 条から第 8. 7. 42 条に <u>従う</u>サーベイランスが<mark>第 8. 7. 40 条から第 8. 7. 42 条に従い</mark>適用される場合には、 最終殺処分動物の廃棄後 3 ヶ月</mark>
 - b) *摘発淘汰政策、*緊急*ワクチン接種*及び第 8.7.40 条から第 8.7.42 条に従うサーベイランスが適用される場合には、最終殺処分動物の廃棄又はすべてのワクチン接種動物のと畜のうちいずれか遅い方から 3 ヶ月
 - c) 摘発淘汰政策、すべてのワクチン接種動物の事後のと畜を伴わない緊急ワクチン接種及び第8.7.40条から第8.7.42条に従うサーベイランスが適用される場合には、最終殺処分動物の廃棄又は最終ワクチン接種のうちいずれか遅い方から6ヶ月。ただし、これには、残されたワクチン接種個体群に感染の証拠がないことを立証する、FMDV 非構造タンパク質の抗体検出に基づく血清学的調査を必要とする。

当該国又は*地域*は、第 1. 6. 6 条の規定に基づき提出された証拠が 0IE に受理されてはじめて、*ワクチン接種*非実施 FMD 清浄国又は*地域*のステイタスを回復することになる。

第 1 号の a から c の期間は、動物学的コレクションの公的緊急ワクチン接種が第 8.7.2 条の関連規定に従い実施された場合には、影響を受けない。

摘発淘汰政策が実施されない場合には、本項の待機期間は適用されず、第 8.7.2条 が適用される。

- 3) *ワクチン接種*実施 FMD 清浄国又は*地域*で FMD *症例*が発生した場合には、以下の待機期間のいずれかひとつが、その清浄ステイタスの回復には必要である。
 - a) 緊急*ワクチン接種*を伴う*摘発淘汰政策*及び第 8.7.40 条から第 8.7.42 条に従う サーベイランスが適用される場合であって、FMDV 非構造タンパク質に対する抗

体検出に基づいた血清学的調査によって<mark>ウイルス <u>FMDV</u> </mark>伝搬の証拠がないことを立証しているときには、最終殺処分動物の廃棄後 6 ヶ月

b) *摘発淘汰政策*が適用されないものの、緊急ワクチン接種及び第 8.7.40 条から第 8.7.42 条に従う*サーベイランス*が適用される場合であって、FMDV 非構造タンパク質に対する抗体検出に基づいた血清学的調査によってウイルス FMDV 伝搬の証拠がないことを立証しているときには、最終症例の廃棄後 12 ヶ月

<u>当該国又は地域は、第 1. 6. 6 条の規定に基づき提出された証拠が 0IE に受理されてはじめて、ワクチン接種実施 FMD 清浄国又は地域のステイタスを回復することになる。</u>

緊急*ワクチン接種*が適用されない場合には、本項の待機期間は適用されず、第8.7.3 条が適用される。

<u>当該国又は地域は、第 1. 6. 6 条の規定に基づき提出された証拠が OIE に受理されてはじめて、ワクチン接種実施 FMD 清浄国又は地域のステイタスを回復することになる。</u>

5) ステイタスを回復しようとする加盟国は、当該ステイタスの回復のための関連要件が満たされてはじめて、申請するものとする。*封じ込め地域*が設定された場合には、 当該*封じ込め地域*内の制限は、当該*封じ込め地域*内の<mark>当該*疾病* FMD</mark> の撲滅が成功してはじめて、本条第8.7.6条の要件に従い解除されるものとする。

<u>一時停止後 24 ヶ月以内に回復の申請をしない加盟国に対しては、第 8. 7. 2 条、第 8. 7. 3</u> 条又は第 8. 7. 4 条が適用される。

一時停止後 24 ヶ月以内に回復の申請をしない加盟国に対しては、第 8. 7. 2 条、第 8. 7. 3 条又は第 8. 7. 4 条が適用される。

理由

当該修文案の方が、本条の他のパラグラフにより整合している。本条には、封じ込め地域の要件は含まれていない。用語解説によると、'*疾病*'とは、'*感染*又は*外寄生*の臨床的又は病理学的発現'をいい、口蹄疫に限定されない。

第8.7.8条

(ワクチン接種実施又は非実施いずれかの)清浄地域におけると畜を目的とする FMD 感受性動物の汚染地域からの直接輸送

清浄*地域*のステイタスを危険にさらさないため、FMD 感受性動物は、直近の指定*と畜場* / 食肉処理場で0 と畜0 と畜0 と畜0 と畜0 と音0 と音0 と音0 と音0 と音なとは、「0 を目的として以下の条件の下で直接輸送される場合にのみ、*汚染地域*を離れるものとする。

1) <mark>移動前少なくとも 30 日間、</mark>FMD 感受性動物が仕出地の*飼育施設*に導入されたことが

なく(<u>should have</u> has been)、当該仕出*飼育施設*の動物で、<mark>移動前少なくとも 30</mark> 日間、FMD の臨床症状を呈したものがいないこと(<u>should have</u> has shown)。

- 2) 移動前少なくとも 30 日間、当該動物が当該仕出*飼育施設*で飼育されていたこと (<u>should have been</u> were)。
- 3) 移動前少なくとも 4 週間、当該仕出*飼育施設*の半径 10 キロメートル以内に FMD の 発生がなかったこと(has <u>should</u> not <u>have</u>)。
- 4) 当該動物が、積載前に浄化及び消毒された輸送機関(a vehicle <u>vehicles</u>, which was <u>were</u>)によって、*獣医当局*の監督下において、途中他の感受性動物と接触すること なく、当該仕出*飼育施設*から当該*と畜場/食肉処理場*まで直接輸送されること。
- 5) 当該*汚染地域*からの動物の*肉*を取り扱っている間(during the time it is <u>while</u>)、 その*と畜場/食肉処理場が、生鮮肉*の輸出が承認されないこと(is <u>should</u> not <u>be</u>)。
- 6) *輸送機関*及び当該*と畜場/食肉処理場*が、使用後直ちに徹底した浄化及び*消毒*を受ける対象になっていること。

第8.7.9条

(ワクチン接種実施又は非実施いずれかの)清浄地域におけると畜を目的とする FMD 感受性動物の封じ込め地域からの直接輸送

清浄地域のステイタスを危険にさらさないため、FMD 感受性動物は、直近の指定*と畜場* / 食肉処理場で<u>の</u>と畜<mark>すること(to for</mark> slaughter)を目的として以下の条件の下で直接輸送される場合にのみ、*封じ込め地域*を離れるものとする。

- 1) 当該封じ込め地域は、第8.7.6条の要件に従い公式に設定されていること(<u>should</u> <u>have</u> <u>has</u> been)。
- 2) 当該動物が、積載前に浄化及び消毒された輸送機関(a vehicle <u>vehicles</u>, which was were) によって、獣医当局の監督下において、途中他の感受性動物と接触することなく、当該仕出*飼育施設*から当該*と畜場/食肉処理場*まで直接輸送されること。
- 3) 当該*封じ込め地域*からの動物の*肉*を取り扱っている間(during the time it is while)、その*と畜場/食肉処理場が、生鮮肉*の輸出が承認されないこと(is <u>should</u> not <u>be</u>)。
- 4) *輸送機関*及び当該*と畜場/食肉処理場*が、使用後直ちに徹底した浄化及び*消毒*を受ける対象になっていること。

理由

用語解説によると、'と畜(slaughter)'とは、'放血によって動物を死亡させる手順'をいい、したがって、名詞である。英国英語では、名詞'条件(condition)'の後ろに続く That 節内では、一般的に'should'が必要である。輸送用の輸送機関の数を 1 台に限定する必要はない。

第 8.7.15 条

ワクチン接種実施 FMD 清浄国又は地域からの輸入に関する勧告

家畜反すう動物及び豚の冷凍精液

*獣医当局*は、以下を満たすことを証明する*国際動物衛生証明書*の提示を求めるものとする。

- 1) 当該供与雄畜が、以下を満たすこと。
 - a)以下のいずれかを満たすこと。
 - i) 少なくとも 2 回ワクチン接種を受けており、<mark>防護免疫が 6 ヶ月を超えることが立証されていない場合には、</mark>最後の*ワクチン接種*が、採取前 1 ヶ月以上 6 ヶ月以下の時点で<u>あって、防護免疫が 6 ヶ月を超えることが立証されていない場合には、6 ヶ月以下の時点で</u>あること。
- 2) 当該精液が、以下を満たすこと。
 - b) 採取後少なくとも 1 ヶ月間、仕出国で保管されており、当該期間中、当該供与 動物<u>雄畜</u>が飼育されていた*飼育施設*の動物に FMD の症状を呈したものがいなか ったこと。

理由

一番目の修文案の方が、第8.7.22条の第1パラグラフb号により整合している。

第 8.7.16 条

FMD 汚染国又は地域からの輸入に関する勧告

家畜反すう動物及び豚の冷凍精液

*獣医当局*は、以下を満たすことを証明する*国際動物衛生証明書*の提示を求めるものとする。

- 1) 当該供与雄畜が、以下を満たすこと。
 - b) 採取前30日間に動物が追加されてなく、採取前及び採取後30日間、<mark>当該人工</mark> 授精センターの半径10キロメートル以内でFMDの発生がないこと、<u>その半径</u> 10キロメートル以内でFMDの発生がない人工授精センターで飼育されていたこ

と。

- c)以下のいずれかを満たすこと。
 - i) 少なくとも 2 回ワクチン接種を受けており、<mark>防護免疫が 6 ヶ月を超えることが立証されていない場合には、</mark>最後の*ワクチン接種*が、採取前 1 ヶ月以上 6 ヶ月以下の時点であって、防護免疫が 6 ヶ月を超えることが立証されていない場合には、6 ヶ月以下の時点であること。

理由

'an artificial insemination centre that FMD has not occurred within a 10 kilometre radius of the artificial insemination centre'の文節のため、第 1 パラグラフの b 号を正しく解釈することが困難である。二番目の修文案の方が、第 8.7.22 条の第 1 パラグラフ b 号により整合している。

第8.7.19条

ワクチン接種実施 FMD 清浄国又は地域からの輸入に関する勧告

試験管内作成牛受精卵

*獣医当局*は、以下を満たすことを証明する*国際動物衛生証明書*の提示を求めるものとする。

- 1) 当該供与雌畜が、以下を満たすこと。
 - c)以下のいずれかを満たすこと。
 - i) 少なくとも 2 回ワクチン接種を受けており、<mark>防護免疫が 6 ヶ月を超えることが立証されていない場合には、</mark>最後の*ワクチン接種*が、採取前 1 ヶ月以上 6 ヶ月以下の時点であって、防護免疫が 6 ヶ月を超えることが立証されていない場合には、6 ヶ月以下の時点であること。

理由

当該修文案の方が、第8.7.22条の第1パラグラフb号により整合している。

第 8.7.20 条

ワクチン接種非実施 FMD 清浄国若しくは地域又は FMD 清浄コンパートメントからの輸入 に関する勧告

FMD 感受性動物の生鮮肉及び肉製品

獣医当局は、当該全肉積送品が以下を満たす動物に由来することを証明する国際動物衛

*生証明書*の提示を求めるものとする。

1) *ワクチン接種*非実施 FMD 清浄国若しくは*地域*又は FMD 清浄*コンパートメント*で飼育 されたいたこと、又は第 8.7.10 条、第 8.7.11 条若しくは第 8,7.2 条に従い輸入さ れたこと(which)。

理由

主節が'which'で終わっていることから、第1号の'which'は不必要又は';'と置き換えることが可能である。

第8.7.21条

ワクチン接種実施 FMD 清浄国又は地域からの輸入に関する勧告

FMD 感受性動物の生鮮肉及び肉製品

*獣医当局*は、当該全*肉*積送品が、以下を満たす動物に由来することを証明する*国際動物衛生証明書*の提示を求めるものとする。

- ワクチン接種実施 FMD 清浄国又は地域で飼育されたいたこと、又は第 8.7.10 条、 第 8.7.11 条若しくは第 8,7.2 条に従い輸入されたこと(which)。
- 認可と畜場/食肉処理場でと畜され、と畜前及びと畜後の検査を受けて<mark>良い結果である-FMD</mark>の証拠がないこと。

理由

主節が 'which' で終わっていることから、第1号の 'which' は不必要又は ';'と置き換えることが可能である。二番目の修文案の方が、第8.7.22条の第1パラグラフ f号により整合している。

第8.7.22条

公的管理プログラムが存在する FMD 汚染国又は地域からの輸入に関する勧告

牛又は水牛(Bubalus bubalis)の生鮮肉(脚部、頭部及び内臓を除く)

*獣医当局*は、当該全*肉*積送品が以下を満たすことを証明する*国際動物衛生証明書*の提示を求めるものとする。

- 1) 以下を満たす動物に由来すること。
 - c) 当該動物が、過去 30 日間、当該期間中、<mark>当該*飼育施設*の</mark>その トル以内に FMD の発生がなかったひとつの*飼育施設*内<mark>又は検疫所内</mark>で隔離され

ていたこと、又は当該*飼育施設が検疫所*であること。

理由

英語構文及び読みやすさの向上

第8.7.23条

FMD 汚染国又は地域からの輸入に関する勧告

FMD 感受性動物の肉製品

*獣医当局*は、以下を満たすことを証明する*国際動物衛生証明書*の提示を求めるものとする。

当該全*肉製品*積送品が、認可*と畜場/食肉処理場*でと畜され、と畜前及びと畜後の FMD 検査を受けて<mark>良い結果である FMD</mark> の証拠がないこと。

理由

当該修文案の方が、第8.7.22条の第1パラグラフf号により整合している。

第 8.7.29 条

ワクチン接種実施若しくは非実施(<mark>where</mark> <u>whether</u> vaccination <u>either</u> is <u>or is not</u> practised <u>or not</u>) FMD 清浄国又は地域からの輸入に関する勧告

FMD 感受性野生生物由来の皮革及び狩猟記念品

*獣医当局*は、当該産物が、そのような FMD 清浄国又は*地域*で殺された又は FMD 清浄<mark>の</mark>国、 地域若しくはコンパートメント (<u>FMD free</u> country, *zone* or *compartment* free from FMD) から輸入された動物に由来することを証明する *国際動物衛生証明書*の提示を求めるも のとする。

理由

当該修正タイトルの方が、第8.7.8条及び第8.7.9条により整合している。当該修文案の方が、本章の他の条文により整合している。

第8.7.32条

羊毛及び毛の中の FMDV 不活化方法

産業用の羊毛及び毛の中に存在する FMDV の存在を不活化するためには、以下の方法のひとつが使用されるものとする。

1) 水、洗剤及び水酸化ナトリウム(ソーダ)又は水酸化カリウム(カリ)の一連の溶液中への当該羊毛又は当該毛の浸漬から構成される産業的洗浄

理由

当該条は、羊毛だけでなく毛の中の FMDV の不活化方法の条である。

第8.7.37条

<mark>当該疾病 FMD</mark> に感受性のある野生生物の皮革及び狩猟記念品中の FMDV 不活化方法

FMD に感受性のある野生動物野生生物の皮革及び狩猟記念品中に存在する FMDV の存在を不活化するためには、完全な剥製処理前に以下の方法のひとつが使用されるものとする。

理由

当該修正タイトル及び修文案の方がより整合している。ただし、'*野生生物*'よりも'*野生化*及び*野生動物*'の方を選好する。

第8.7.39条

OIE 保証 FMD 公的管理プログラム

- 5) 以下を満たす FMD サーベイランスが実施されている</mark>証拠を提出すること。
 - a) 第 1.4 章の規定及び本章のサーベイランスに関する規定を考慮して<u>、FMD サー</u> ベイランスが実施されていること。
 - b) <u>当該加盟国が、</u>診断能力、並びに診断及び株の更なる特性評価を実施する*検査* 施設への試料の定期的な提出を含む手続を備えていること。

理由

本項 b 号の主語として、'当該加盟国'を置いた方が適切である。

第 8.7.40 条

サーベイランスの一般原則

2. 清浄性の立証

(第3パラグラフ)

当該*サーベイランス*プログラムの戦略及び計画は、*ワクチン接種*の<mark>使用<u>実施</u>の有無を含む歴史的疫学環境に依存して決まることになる。</mark>

理由

本章他の条文により整合的

第8.7.42条

血清学的試験の使用及び解釈 (図3参照)

(本条第3パラグラフ)

非構造タンパク質検査は、当該ワクチンが精製に関し*陸生マニュアル*の基準を遵守している場合には、当該動物の*ワクチン接種*ステイタスにかかわりなく、すべての血清型のFMDVの*感染*又は伝搬の証拠を求めて血清をふるいにかけるのに使用することができる。ただし、ワクチン接種を受け、その後に FMDV に感染した動物は非構造タンパク質に対する抗体を産生するものの、その水準は、ワクチン接種を受けていない感染動物に認められるものよりも低い場合がある。FMDV に接触したすべての動物が血清学的に陽性になるよう確保するためには、各ワクチン接種区域において、非構造タンパク質抗体検査のための試料が、最終症例<u>症例</u>後30日以降、いかなる場合であっても、最終ワクチン接種後30日以降に採取されることが推奨される。

検査で陽性結果である場合の方法

(この部分の第3パラグラフ)

検査で確認された陽性反応(「Haboratory Laboratory confirmed reactor)が少なくとも一例あるすべての動物群は、調査されるものとする。当該調査は、当初の調査で展開された血清学的検査の陽性結果が FMDV の伝搬によるものであるとの仮説を確定又は論駁するかもしれないウイルス学的検査及び血清学的追加検査の結果が含まれる場合もあるすべての証拠を検討するものとする。当該調査は、各陽性動物群のステイタスに証拠書類を提供するものとする。疫学的調査は、同時に継続されるものとする。

野外及び検査施設所見の追跡調査

(この部分の第2パラグラフ)

現時のFMDV 伝搬がない場合の少数の血清学的陽性動物の重要性を決定することは困難である。(<u>It is difficult to determine</u> <u>Ft</u>he significance of small numbers of seropositive animals in the absence of current FMDV transmission <u>is difficult</u> to determine.) そのような所見が、反すう動物においては、過去の*感染*からの回復を示唆する場合もあれば、キャリア状態への発展を示唆している場合もあり、又は非特異血清学的反応による場合もある。非構造タンパク質に対する抗体が、精製性

の条件を満たさないワクチンによる*ワクチン接種*を繰り返したことによって誘導される場合もある。ただし、そのようなワクチンの使用は、公式ステイタスを申請する国又は*地域*では許可されない。FMDV の*感染*及び伝搬の証拠がない場合には、そのような所見が、新たな*発生*の宣言を正当化することにはならず、追跡調査によって完全なものになるとみなされる場合もある。

理由

'*症例*'の用語は、用語解説に定義されている。他方で、'*laboratory*'もまた用語解説の中にあるものの、この場合には、'laboratory confirmed reactor'のひとつの用語である。当該部分の第 1 パラグラフにも 'laboratory confirmed reactor'がある。三つめの修文案は、英語構文及び読みやすさの向上のためである。